

平成27年上尾市教育委員会1月定例会 教育長報告2

所属名 教育総務部 教育総務課

件 名

平成26年度第1回定期監査結果について

内 容 説 明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査委員による定期監査が平成26年10月28日・29日・31日に実施され、同条第9項の規定に基づき、報告書の提出がありましたので、報告します。

●地方自治法（昭和22年法律第67号） [関係部分抜粋]

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

②～③ ≪省略≫

④ 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

⑤～⑥ ≪省略≫

⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

⑩～⑫ ≪省略≫

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

「平成26年度第1回定期監査結果の報告書について（提出）」の写し  
（教育関係部分のみ抜粋）（3頁～6頁）



上 監 査 報 第 1 6 号  
平 成 2 7 年 1 月 5 日

上尾市教育委員会委員長 細 野 宏 道 様

上尾市監査委員 佐 藤 竹 雄  
上尾市監査委員 須 田 清  
上尾市監査委員 田 中 元三郎



平成26年度第1回定期監査結果の報告書について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を執行した  
ので、同条第9項の規定に基づき、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき、11月28日の子ども支援課及び保育課並びに  
12月25日の農業委員会事務局については、田中元三郎監査委員を、12月24日の総務課  
については、須田清監査委員を除斥し、執行しました。

#### 第1回定期監査報告書

#### 1 監査実施日

- (1) 平成26年10月28日（火）、29日（水）、31日（金）  
市長政策室、議会事務局、教育総務部、学校教育部
- (2) 平成26年11月26日（水）、27日（木）、28日（金）  
子ども未来部、健康福祉部
- (3) 平成26年12月24日（水）、25日（木）  
総務部、出納室、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

#### 2 監査の対象

##### 市長政策室

秘書政策課、広報広聴課

##### 議会事務局

議会総務課、議事調査課

##### 教育総務部

教育総務課、生涯学習課、図書館、スポーツ振興課

##### 学校教育部

学務課、指導課、教育センター、学校保健課、中学校給食共同調理場

原市小学校、尾山台小学校、原市南小学校、瓦葺小学校、上尾中学校、原市中学校、  
瓦葺中学校



### 子ども未来部

子ども支援課、子ども・若者相談センター、子育て支援センター、保育課、原市保育所、原市団地保育所、かわらぶき保育所、原市南保育所、発達支援相談センター、青少年課

### 健康福祉部

福祉総務課、生活支援課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課

### 総務部

総務課、職員課、IT推進課、契約検査課、危機管理防災課

### 出納室

### 選挙管理委員会事務局

### 農業委員会事務局

### 監査委員事務局

## 3 監査の範囲

### (1) 市長政策室、議会事務局、教育総務部、学校教育部

平成26年4月1日から平成26年8月31日までの財務に関する事務

### (2) 子ども未来部、健康福祉部

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの財務に関する事務

### (3) 総務部、出納室、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

平成26年4月1日から平成26年10月31日までの財務に関する事務

## 4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務の執行が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、収入・支出伝票等関係諸帳簿と試査照合するとともに現地監査を実施するなど内容を審査したほか、監査の対象部局より説明を聴取して執行した。

## 5 監査の結果

### (1) 財務事務の執行状況

財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

### (2) 事務処理状況

収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、関係諸帳簿を監査した結果、おおむね適正であると認められた。

また、軽易な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

なお、今回は、次のような項目を調査した。

【10月28日、29日、31日執行分】

学校教育部の小・中学校7施設については、主に配分されている予算の支出事務と財産管理について書類審査を行い、そのうち尾山台小学校、上尾中学校、原市中学校については、現地監査を実施した。

#### 小・中学校

##### ・ 支出事務

第9款 教育費、第2項 小学校費・第3項 中学校費、第1目 学校管理費・第2目 教育振興費の第11節 需用費等について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

##### ・ 財産管理

管理備品、教材備品の管理について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に管理されているものと認められた。

##### ・ 現地監査

学校施設について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に維持管理されているものと認められた。

#### 教育総務部

##### 教育総務課

##### ・ 支出事務

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費、第13節 委託料のうち「学校環境美化等業務委託料」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

##### 生涯学習課

##### ・ 支出事務

第9款 教育費、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「文化団体連合会補助金」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

##### スポーツ振興課

##### ・ 支出事務

第9款 教育費、第6項 保健体育費、第4目 社会体育費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「体育協会補助金」及び「スポーツ推進委員連絡協議会補助金」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

#### 学校教育部

##### 指導課

##### ・ 支出事務

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第3目 教育指導費、第19節 負担金、補助及び交付金のうち「小学校体育連盟補助金」及び「中学校体育連盟補助金」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

【11月26日、27日、28日執行分】

子ども未来部の原市保育所、原市団地保育所、かわらぶき保育所、原市南保育所の4施設について、主に配分されている予算の支出事務と財産管理について、書類審査を行うとともに、現地監査を実施した。

#### 保育所

- ・ 支出事務
  - 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、第11節 需用費について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。
- ・ 財産管理
  - 備品の管理について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に管理されているものと認められた。
- ・ 現地監査
  - 保育所施設について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に維持管理されているものと認められた。

#### 子ども未来部

##### 発達支援相談センター

- ・ 支出事務
  - 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第7目 発達支援相談センター運営費、第13節 委託料「保安管理・設備保守委託料」のうち「エレベータ保守点検業務委託料」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

#### 健康福祉部

##### 生活支援課

- ・ 支出事務
  - 第3款 民生費、第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費、第13節 委託料のうち「生活保護システム保守委託料」について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

##### 障害福祉課

- ・ 収入事務
  - 第13款 使用料及び手数料、第2項 手数料、第2目 民生手数料、第1節 社会福祉手数料のうち「法人に対する手話通訳者派遣手数料」
  - 第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金 第1節 社会福祉費補助金のうち「地域生活支援事業費等補助金」
  - 第15款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金 第1節 社会福祉費補助金のうち「地域生活支援事業費等補助金」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。
- ・ 支出事務
  - 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第13節 委託